

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
評価調査者養成研修・登録実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）評価調査者養成研修・登録要綱第18条に基づき、推進機構が実施する評価調査者の養成研修及び登録の実施に必要な事項を定める。

(研修の内容及び時間)

第2条 推進機構が行なう評価調査者養成研修のうち、説明セミナーならびに評価調査者認定研修の内容は別表1に定めるとおりとする。

2 別表1に定める研修内容及び研修時間等を変更する場合は、運営委員会の審議を経るものとする。

(認定研修受講試験の内容)

第3条 推進機構が行なう評価調査者認定研修受講試験の内容は別表2に定めるとおりとする。

2 別表2に定める試験内容等を変更する場合は、運営委員会の審議を経るものとする。

(認定試験の内容)

第4条 推進機構が行なう評価調査者認定試験の内容は別表3に定めるとおりとする。

2 別表3に定める試験内容等を変更する場合は、運営委員会の審議を経るものとする。

(受講料)

第5条 推進機構が行なう評価調査者養成受講料は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 説明セミナー | 2,000 円 |
| (2) 評価調査者認定研修 | 20,000 円 |
| (3) 登録更新研修 | 無料 |
| (4) フォローアップ研修 | 研修内容により、別途定める |

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。